

～寄附をした方、これから寄附を検討している方へ～

【長野県の条例指定寄附金】

個人県民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

★寄附金税額控除制度について

本県では、ふるさと信州寄付金や共同募金会等への寄付に加え、民間公益活動の推進を図る観点から長野県県税条例で指定した法人に対する寄付について、寄付者の個人県民税額から一定額を控除する寄付金控除制度を設けています。

※制度の詳細については、県税務課のホームページをご覧ください

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>

★長野県における寄附金控除の対象範囲

所得税の控除対象となる寄附金	個人県民税の控除対象となる寄附金
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	【国への寄附は対象外】 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの（国立大学法人、共同募金会、日本赤十字への寄付等）	長野県共同募金会・日本赤十字社長野支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3 特定公益増進法人に対する寄附金 (1) 独立行政法人 (2) 病院事業・社会福祉事業の経営等を主たる目的とする地方独立行政法人 (3) 自動車安全運転センター等 (4) 公益社団法人・公益財団法人 (5) 私立学校法人で一定の要件を満たすもの (6) 社会福祉法人 (7) 更生保護法人	<p>県内に事務所・事業所を有する法人等に対する寄附金（条例指定寄付）</p> <p>※対象となる法人等の名称等は県ホームページに掲載しています。</p> <p>※平成24年1月1日以降に拠出された寄附金について適用されます。</p>
4 一定の要件を満たす特定公益信託への支出金銭	
5 国税庁長官（H24.4.1～都道府県知事）が認定した特定非営利活動法人に対する寄附金	
【5以外の特定非営利活動法人は対象外】	5以外の特定非営利活動法人のうち長野県が条例で指定したもの（個別指定） ※令和2年10月19日以降に拠出された寄附金について適用されます。

★個人市町村民税の寄附金控除が受けられるかどうかは、確認が必要です。

個人県民税と個人市町村民税は両方併せて各市町村で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は県・市町村がそれぞれ条例で指定しています（指定していない市町村もあります。）。

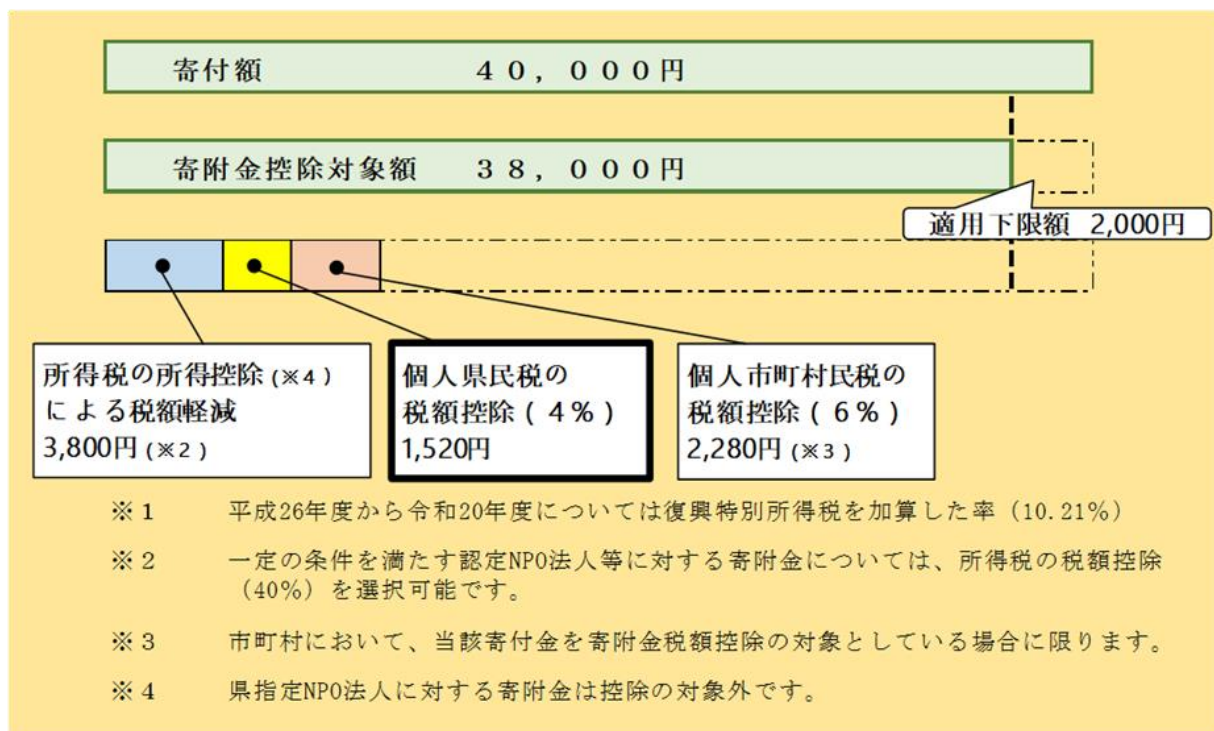
個人市町村民税は、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となりますので、お住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

★寄附をした翌年の1月1日に長野県内にお住まいであれば、県民税の寄附金税額控除を受けることができます。

裏面には、税額控除の計算例や注意事項を記載してあります。

★税額控除の計算例

※計算例 給与収入 500 万円の世帯(夫婦2人)を想定【所得税適用税率 10% ※1】



★個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所轄の税務署に所得税の確定申告等を行う必要があります。

所得税の確定申告を行うことで、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

また、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村でも寄附金が指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除も併せて受けることができます。

なお、所得税が課税されず、個人住民税だけが課税の対象となる場合または個人住民税のみ控除の対象となる寄附金の場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して、住民税用の申告書の提出が必要になります。

※個人住民税とは、個人県民税と個人市町村民税を合わせたものです。

★申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書が必要です。

申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。また、寄附先が学校法人や特例民法法人の場合には、特定公益増進法人である旨を主務官庁が証明した書類の写しを添付する必要があります。

★お問い合わせ先

長野県総務部税務課総務係 電話:026-235-7046(直通)

県ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>